国立大学法人一橋大学の契約に係る取引停止の取扱要項

平成19年６月１日
規則第113号

改正　　令和３年４月１日

（目的）

第１条　この要項は、国立大学法人一橋大学（以下「本学」という。）が行う建設工事（測量業務並びに建設工事に関する設計及び調査の委託業務を含む。）並びに売買、貸借、請負その他の契約（以下「契約」という。）に関し、国立大学法人一橋大学契約事務取扱細則第９条第１項に規定する取引停止（以下「取引停止」という。）の措置を講ずる必要が生じた場合の取扱いについて定めるものとする。

（定義）

第２条　取引停止とは、一般競争契約における競争参加の停止、指名競争契約における指名停止及び随意契約における業者選定の停止をいう。

（取引停止）

第３条　学長は、業者が別表第１及び別表第２の各号（以下「別表各号」という。）に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、情状に応じて別表各号及びこの要項に定めるところにより期間を定め、当該業者について取引停止を行うものとする。

２　取引停止の対象とする事案は、次のいずれかに該当する事案とする。

一　本学が発注する契約に係る業者が別表各号の措置要件に該当することとなる場合

二　前号のほか、学長が特に必要と認める場合

３　別表各号の措置要件に該当する事案で、当該措置要件ごとに規定する期間の長期を経過した後に知り得たときは、取引停止措置は講じないものとする。

（下請負人に関する取引停止）

第４条　学長は、前条第１項及び第２項の規定により取引停止を行う場合において、当該取引停止について責を負うべき下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、当該取引停止をされる業者の取引停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、取引停止を併せて行うものとする。

（共同企業体に関する取引停止）

第５条　学長は、第３条第１項及び第２項の規定により共同企業体について取引停止を行うときは、当該共同企業体の構成員（明らかに当該取引停止について責を負わないと認められる者を除く。）について、当該共同企業体の取引停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、取引停止を併せて行うものとする。

２　学長は、第３条第１項及び第２項又は前条若しくは前項の規定による取引停止に係る業者を構成員に含む共同企業体について、当該取引停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、取引停止を行うものとする。

（取引停止の期間の特例）

第６条　業者が１つの事案により別表各号の２つ以上の措置要件に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ取引停止の期間の短期及び長期とする。

２　業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合における取引停止の期間の短期は、それぞれ別表各号に定める短期の２倍（当初の取引停止の期間が１ヶ月に満たないときは1.5倍）の期間とする。

一　別表各号の措置要件に係る取引停止の期間の満了後１年を経過するまでの間（取引停止の期間中を含む。）に、それぞれ別表各号の措置要件に該当することとなったとき。

二　別表第２第１号から第６号までの措置要件に係る取引停止の期間の満了後３年を経過するまでの間に、それぞれ同表第１号から第６号までの措置要件に該当することとなったとき。（前号に掲げる場合を除く。）

３　学長は、業者について、情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号及び前２項の規定による取引停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、取引停止の期間を当該短期の２分

の１の期間まで短縮することができるものとする。

４　学長は、業者について、極めて悪質な事由があるため、又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第１項の規定による長期を超える取引停止の期間を定める必要があるときは、取引停止の期間を当該長期の２倍（当該長期の２倍が24ヶ月を超える場合は24ヶ月）まで延長することができるものとする。

５　学長は、取引停止の期間中の業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、別表各号及び前各項に定める期間の範囲内で取引停止の期間を変更することができるものとする。

６　学長は、取引停止の期間中の業者が、当該事案について責を負わないことが明らかとなったと認めたときは、当該業者について取引停止を解除するものとする。

７　学長は、取引停止の期間中の業者であっても、当該業者からでなければ給付を受けることができない等の特別な事情があると認められる場合は、当該事案に限り取引の相手方とすることができるものとする。

（取引停止の通知）

第７条　学長は、第３条第１項及び第２項又は第４条若しくは第５条各項の規定により取引停止を行い、前条第５項の規定により取引停止の期間を変更し、又は同条第６項の規定により取引停止を解除したときは、当該業者に対し遅滞なくそれぞれ別記様式第１号、第２号又は第３号により通知するものとする。

（指名等の取消し）

第８条　学長は、取引停止された業者について、現に競争入札の指名を行い、又は見積書の提出を依頼している場合は、当該指名等を取り消すものとする。

（下請等の禁止）

第９条　学長は、取引停止の期間中の業者が本学の契約に係る全部若しくは一部を下請けし、若しくは受託し、又は工事契約の完成保証人となることを認めないものとする。ただし、当該業者が取引停止の期間の開始前に下請し、又は工事契約の完成保証人となっている場合は、この限りではない。

（取引停止に至らない事由に関する措置）

第10条　学長は、取引停止を行わない場合において必要があると認めるときは、当該業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができるものとする。

附　則

この要項は、平成19年６月１日から施行する。

附　則

この規則は、令和３年４月１日から施行する。

別表第１（第３条、第６条関係）

事故等に基づく措置基準

措置要件	取引停止期間
（虚偽記載） １　本学発注の契約に係る一般競争、指名競争又は随意契約において、必要として求めた調査資料に虚偽の記載をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から１ヶ月以上６ヶ月以内
（過失による粗雑な契約の履行） ２　本学発注の契約の履行に当たり、過失により履行を粗雑にしたと認められるとき。（契約不適合が軽微であると認められるときを除く。） ３　他の公共機関における契約の履行に当たり、過失により履行を粗雑にした場合において、契約不適合が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から１ヶ月以上６ヶ月以内 当該認定をした日から１ヶ月以上３ヶ月以内
（安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故）	

4　本学発注の契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。	当該認定をした日から１ヶ月以上６ヶ月以内
5　他の公共機関における契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から１ヶ月以上３ヶ月以内
（安全管理措置の不適切により生じた履行関係者事故） 6　本学発注の契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、履行関係者に死亡者若しくは負傷者を生じさせたと認められるとき。	当該認定をした日から２週間以上４ヶ月以内
7　他の公共機関における契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、履行関係者に死亡者若しくは負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から２週間以上２ヶ月以内
（契約違反） 8　第２号に掲げる場合のほか、本学発注の契約の履行に当たり、契約に違反し、契約の相手方として不適切であると認められるとき。	当該認定をした日から２週間以上４ヶ月以内
（落札決定後の契約辞退） 9　本学発注の契約に係る一般競争契約、指名競争契約において、落札の決定後に契約締結を辞退したとき。	当該認定をした日から１ヶ月以上９ヶ月以内

別表第２（第３条、第６条関係）

贈賄等不正行為に基づく措置基準

措置要件	取引停止期間
（贈賄） 1　次のイ、ロ又はハに掲げる者が本学の役員又は職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 イ　業者である個人又は業者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書きを付した役員を含む。以下「代表役員等」という。） ロ　業者の役員（執行役員を含む。）又はその支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）を代表する者で、イに掲げる者以外の者（以下「一般役員等」という。） ハ　業者の使用人でロに掲げる者以外の者（以下「使用人」という。）	逮捕又は公訴を知った日から ４ヶ月以上12ヶ月以内 ３ヶ月以上９ヶ月以内 ２ヶ月以上６ヶ月以内
2　次のイ、ロ又はハに掲げる者が他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起され、契約の相手方として不適当であると認められるとき。 イ　代表役員等 ロ　一般役員等 ハ　使用人	逮捕又は公訴を知った日から ３ヶ月以上９ヶ月以内 ２ヶ月以上６ヶ月以内 １ヶ月以上３ヶ月以内
（独占禁止法違反行為） 3　次のイ又はロに掲げる契約に関し、私的独占の禁止及	当該認定をした日から

び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第３条又は第８条第１項第１号に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。 イ　本学発注の契約 ロ　他の公共機関発注の契約	 ３ヶ月以上９ヶ月以内 ２ヶ月以上９ヶ月以内
４　本学又は文部科学省関係機関の契約に関し、次のイ又はロに掲げる場合に該当することとなったとき。 イ　独占禁止法第３条又は第８条第１項第１号に違反し、刑事告発を受けたとき。（代表役員等又は一般役員等若しくは使用人が刑事告発を受け、又は逮捕された場合を含む。） ロ　代表役員等又は一般役員等若しくは使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、若しくは逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	刑事告発、逮捕又は公訴を知った日から ６ヶ月以上24ヶ月以内 ６ヶ月以上24ヶ月以内
（競売入札妨害又は談合） ５　本学発注の契約に関し、次のイ又はロに掲げる者が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 イ　代表役員等 ロ　一般役員等又は使用人	 逮捕又は公訴をした日から ４ヶ月以上12ヶ月以内 ３ヶ月以上12ヶ月以内
６　他の公共機関の契約に関し、次のイ又はロに掲げる者が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 イ　代表役員等 ロ　一般役員等又は使用人	逮捕又は公訴をした日から ３ヶ月以上12ヶ月以内 ２ヶ月以上12ヶ月以内
（不正又は不誠実な行為） ７　別表第１及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	 当該認定をした日から１ヶ月以上９ヶ月以内
（その他） ８　別表第１及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁固以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁固以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され契約の相手方として不適当であると認められるとき。	 当該認定をした日から１ヶ月以上９ヶ月以内

別記様式第１号
（第７条関係）
別記様式第２号
（第７条関係）
別記様式第３号
（第７条関係）